

議案第 1 1 2 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求める。

1 相手方（被害者の親権者）

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 被害者

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

3 事件名 保育園園外保育における公園遊具からの転落による負傷

4 事件の概要

平成 25 年 6 月 13 日午後 1 時 50 分頃、保育園園外保育で訪れた庄堺公園（彦根市開出今町地先）において、当時米原中保育園児であった上記被害者が遊具から転落し、頭蓋骨骨折および急性硬膜下血腫の重傷を負った。救急搬送後、入通院により、意識障害、顔面神経麻痺、小脳性運動失調および右聴覚障害の加療を要した。右聴覚障害については、回復が見られず後遺障害が残存した。

5 損害賠償の額その他和解条項

(1) 損害賠償の額

金 19, 855, 800 円とする。

(2) 和解条項

ア 米原市（以下「甲」という。）は相手方（被害者の親権者）（以下「乙」という。）に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として、金 19, 855, 800 円の支払義務があることを認め、この金額から、損害賠償の内払として甲が既に支払った金 3, 655, 800 円を差し引いた金 16, 200, 000 円を、和解成立後に支払う。

イ 甲および乙は、和解成立後に、本件事故と相当因果関係のある、新たな治療を要する症状または後遺障害が残存することが判明した場合は、別途協議する。

ウ 甲および乙は、本件事故に関する損害賠償に関して、本和解条項のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

平成27年12月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定により、この案を提出するものである。